

「第 80 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 5 年 2 月 14 日（火） 16 時 45 分
都庁第一本庁舎 8 階災害対策本部室

【危機管理監】

それでは、ただいまより第 80 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

会議冒頭、まず最初に、5 類移行にかかる補正予算案について、本部長、お願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。

それでは冒頭、補正予算案について申し上げます。

先般、国は 5 月 8 日から新型コロナを「5 類感染症」に変更することとしました。

都では、「都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく」すなわち「サステナブル・リカバリー」を方針として決定いたしました。

都民の不安や医療現場の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行を進めていくため、令和 5 年度の補正予算案を取りまとめました。

補正予算の規模は 1,775 億円で、4 月から 3 か月分を計上いたしまして、明日開会する第 1 回都議会定例会に提案いたします。

補正予算案は、3 つの柱で編成をしています。

1 つ目の柱、「5 類移行までの間のみ実施する事業」には、PCR 検査の無料化や、濃厚接触者への検査キットの配布、陽性者登録センターの運営など、5 月 7 日までの経費として、423 億円を計上しています。

2 つ目の柱、「全国一律の方針に基づき実施していく事業」におきましては、医療費の公費負担やワクチン接種体制の確保など、4 月から 3 か月分の経費として、691 億円を計上しております。今後示される国の方針に基づいて適切に執行していきます。

3 つ目の柱です。「東京モデルとして当面継続すべき事業」には 661 億円を計上します。ポイントは 3 つであります。

1 つ目は、「ハイリスク層を守る」ことです。引き続き、高齢者等医療支援型施設や妊婦等の宿泊療養施設を運営いたします。

2 つ目は、「コロナとの共生基盤を構築」することです。現在、コロナ患者を受け入れていない医療機関の受入れを促進するための支援を拡充いたします。後遺症対策につきまし

でも取組を強化いたします。

3つ目は、「感染拡大時の緊急対応」です。休日の小児診療体制やコロナ患者を受け入れる医療機関の確保など、感染状況に応じて機動的に対応いたします。

国が本来措置すべき財源につきましては、引き続き国に財源を求めてまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。

続いて、各局からの報告に移ります。

まず最初に、「5 類移行に係る主な施策の内容」について、福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。私からは、「5 類移行に係る主な施策の内容」、「国への要望」についてご報告いたします。

まず、移行に係る主な施策の内容です。

ご覧の表ですが、各事項について、5 類移行前の施策を左の行に、移行後の施策を右の行に記載してございます。また、「継続」を「青」、「終了」を「赤」、「全国一律の方針に基づき実施していく事業」を「黄色」でお示ししています。

主な事項についてご説明いたします。

まず、相談体制ですが、外来・救急のひっ迫を防ぐため、発熱相談センターなどの各種相談機能を統合した、「東京都新型コロナウイルス感染症相談センター」を開設します。

次に、診療所等の施設・設備整備の支援でございますが、検査機器整備の支援を診療・検査医療機関以外にも拡充します。

また、施設職員に対する集中的検査について、高齢者施設等は継続して実施いたします。

次に、医療提供体制についてですが、ゾーニングなどの設備整備の支援について、確保病床をもつ病院以外にも対象を拡大して実施します。

入院調整については、主に透析や基礎疾患を有する方、重症患者等を対象として継続します。

また、高齢者等医療支援型施設については、介護度の高い高齢者などの療養体制を確保するため、引き続き継続します。

次に、宿泊療養施設ですが、妊婦や独居高齢者等を守るため、妊婦支援型・医療機能強化型の施設は移行後も継続します。

次に、高齢者施設への往診チームの派遣ですが、ハイリスク者を守るため継続します。

次に、大規模接種会場ですが、都庁北展望室と三楽病院で継続して運営いたします。

最後に、区市町村への支援ですが、都の方針に沿ってメニューを衣替えし継続いたします。

以上を踏まえた保健・医療提供体制の全体像です。5類移行に当たって強化・継続する取組などを赤字で記載してございます。

次に、5類への移行に関する国要望です。

国からは、医療提供体制等の具体的な方針は3月上旬を目途に示される予定です。

そのため、補正予算案の編成に併せて、「より多くの医療機関で受入れを行っていくための体制整備に向けた財政支援」などについて、本日、国に対し要望を行います。

以上です。

【危機管理監】

それでは次に、「マスクの着用」の考え方の見直しに移ります。

先週10日金曜日に政府対策本部会議におきまして、「マスクの着用」の考え方の見直しが決まりましたので、私からその概要について説明いたします。

政府は、3月13日から、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とすることを決定いたしました。

また、個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策として着用が効果的な場面などを示し、該当する場合にはマスクの着用を推奨することとしています。具体的には医療機関受診時、高齢者施設等の訪問時などが示されています。

また、留意事項として、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように周知することなどが示されています。

加えて、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などの基本的な感染対策は、引き続き励行することとされています。

学校については、「マスクの着用」の考え方の見直しが、新学期に合わせて4月1日から適用されます。

学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことが基本となります。

ただし、4月よりも前に実施される卒業式については、教育的意義を考慮して、児童生徒等はマスクを着用しないで出席することが基本となります。

ただいまご説明しました内容を時系列に整理したものです。

マスク着用の見直しは、国民への周知や事業者の準備期間を考慮して、3月13日から適用されます。ただし、学校は4月1日から適用されます。

なお、5月8日以降は、5類への移行に伴い、特措法に基づく協力要請等は終了となり、個人・事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

国の見直しを踏まえまして、各局にて都の対応を取りまとめましたのでご報告いたします。

まず、「「マスクの着用」の見直しに係る都の対応（案）」について、総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。私から、「「マスク着用」の見直しに係る都の対応（案）」についてご説明申し上げます。

都は、国の「マスクの着用」の考え方の見直しを踏まえまして、3月13日から、マスクの着脱につきましては、個人の主体的な判断を尊重することといたします。あわせまして、高齢者等重症化リスクの高い方などを守るため、着用が効果的な場面を都民・事業者へ周知していきます。

都民への呼びかけについてでございますが、換気、3密の回避、手洗い等の基本的感染防止対策は引き続きお願いしていきます。

3月13日以降は、屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重することといたします。ただし、医療機関の受診時、高齢者施設等への訪問時、また、施設の利用やイベント参加時に事業者から着用を呼びかけられた時など、こちらに示した場面ではマスクの着用を推奨いたします。

次に、事業者への呼びかけについてでございますが、国から業種別ガイドラインの見直しのポイントが示されました。今後、これに基づきまして、業種別ガイドラインの変更や店舗での準備をお願いしていきます。引き続き、業種別ガイドラインを遵守し、基本的感染防止対策を励行していただけるよう周知してまいります。

飲食店の皆様にご協力いただいている国の第三者認証制度です。「食事中以外のマスク着用の推奨」につきまして、認証基準から削除されたことを踏まえまして、3月13日以降、都も認証基準を変更いたしまして、コロナ対策リーダーを通じ、感染防止対策に改めて周知を図ってまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

次に、「都立学校におけるマスク着用の取扱い」について、教育長お願いいたします。

【教育長】

はい。学校の対応について申し上げます。

都立学校では来月に卒業式を控えています。

卒業式におけるマスクの取扱いにつきましては、先般、文部科学省より基本的な考え方が示されました。

これを受けまして、都立学校の卒業式におきましては、基本的な感染症対策を講じた上で児童・生徒及び教職員についてはマスクを外すことを基本とすることとし、昨日、各学校及び区市町村教育委員会に通知をいたしました。

また、4月1日以降につきましては、学校教育活動においてマスクの着用を求めないこととされておりますが、今後改めて文部科学省から通知がある予定です。

この通知を踏まえまして、都立学校向けのガイドラインの修正等を行い、各学校及び区市町村教育委員会への周知を図ってまいります。

以上です。

【危機管理監】

次に、「感染拡大防止の取組（案）」について、総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。「感染拡大防止の取組（案）」でございますが、都の措置内容につきましては、マスクの着用の見直しに伴いまして、「感染拡大防止の取組」を変更してございますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、先ほどご説明いたしました「マスクの着用」の見直しに係る都の対応（案）及び「感染拡大防止の取組（案）」につきまして、「妥当」とのご意見を頂戴してございます。

私からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

報告は以上となりますけれども、Webでご参加の方も含めまして、ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に本部長からご指示をいただきます。

【本部長（知事）】

はい。

国は、「マスクの着用」の考え方を見直しまして、3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねるということを決定しました。

これを踏まえまして、都としても、マスクの着脱につきましては、個人の主体的な判断を尊重することといたします。

あわせまして、高齢者等重症化リスクの高い方などを守ることも重要であります。

マスクの着用につきましては、混乱が生じないように、都民及び事業者に丁寧に発信をお願いいたします。

学校におきましては、児童・生徒は着用せず卒業式を行うことが基本とされました。感染対策をしっかりと行いつつ、みんなの笑顔が分かる、思い出に残る卒業式になればと思っております。

基本的な考え方や取組等の具体的内容につきましては、関係局長から報告があったとおりでございます。

各局等におきましては、活気あふれる東京の実現に向けました歩みを着実に進めていくため、引き続き連携を密にし、取り組んでください。

この後、都民・事業者の皆様に対して改めて呼びかけを行います。

「サステナブル・リカバリー」の実現に向けまして、頑張ってください。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上で第 80 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。